別記第一号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

別記第一号様式（第七十二条関係）

（教育職員）（専修）（一種）（二種）　免許状

本籍地
氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

右の者に（教育職員免許法（第　条）の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。

（記）

年　月　日　　授与権者　印

（番号）

授与条件
有効期間の満了の日　　年　月　日

備考

一　記載は、次に定めるところによるものとする。

ア　「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立活動教諭」又は「特別支援学校教諭」のように記入すること。

イ　本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。

ウ　教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号。Ⅱにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）」と記入すること。

エ　免許法第十六条の二、附則第十項若しくは附則第十五項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、それぞれ「第十六条の二」、「附則第十項」若しくは「附則第十五項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ　「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ　教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ　「（番号）」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク　「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

（ア）専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院の専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

（イ）単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

（ウ）学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

（エ）教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

（オ）特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

（カ）その他授与権者において必要と認める事項

ケ　「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日を記載すること。

二　免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三　授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

別記第一の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第　）

氏名
（旧姓）
（通称名）
年　月　日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第　）第２欄に定める基礎資格を有し、同表第３欄に定める単位を修得したことを証明する。

年　月　日
○○大学　学長　○○　○○

記

1　基礎資格
・学位の種類
・在学期間　　年　月　日　～　年　月　日
（○○大学○○学部○○学科　卒業）

2　単位
・（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目
（科目名）○○単位
・特別支援教育に関する科目
（科目名）○○単位
・全ての単位を修得した年度　　年度

・教育職員免許法施行規則第66条の６に定める科目
（科目名）○○単位

備考

一　「（別表第　）」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。

二　「学位の種類」の箇所には、「修士（　）」、「学士（　）」又は「短期大学士（　）」のように学位の種類及び分野を記入すること。

三　「（教科及び教職）（養護及び教職）（栄養に係る教育及び教職）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目（国語に関する専門的事項）」のように教育職員免許法施行規則第２条から第５条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目（衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。））」のように教育職員免許法施行規則第９条に規定する科目名を、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のように教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。